

会津坂下町立学校給食センター調理・搬送業務委託 に係るプロポーザル実施要領

令和7年12月1日

会 津 坂 下 町

会津坂下町では、令和３年度から令和７年度までの５年間、会津坂下町立学校給食センターの調理・搬送業務等を外部委託で実施しており、令和８年度から再度調理・搬送業務等を外部委託するため、公募型プロポーザル（企画提案）方式による事業者の募集を行います。そのため、この実施要領により必要な事項を定めるものです。この実施要領とあわせて開示する仕様書、添付資料、様式集などの資料も一体として、これらを含めて「実施要領等」とします。

１．目的

調理・搬送業務等を実施する民間業者の決定にあたっては、会津坂下町立学校給食の特徴と質を維持し、かつ安全・安心な学校給食の確保と教育の一環としての学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や確かな調理従事体制、衛生管理能力等を確保する事業者を受託予定者（優先交渉権者）として選考することを目的とし、公募型プロポーザル（企画提案）方式により事業者の決定を行いません。

２．概要

- （１）委託事業名称 会津坂下町立学校給食センター調理・搬送業務委託
- （２）対象施設 福島県河沼郡会津坂下町大字大上字柳ノ下甲３１２番地
会津坂下町立学校給食センター

（令和７年１０月現在）

設置年度	構造・面積	施設システム	受配校数	食数／日
平成 23 年度	鉄骨造 1,290 m ²	ドライ	2 園 6 校	1,579 食

（３）業 務 内 容

- ① 物資の検収業務
- ② 調理（アレルギー対応食の調理を含む。）、炊飯業務
- ③ 配缶、配食業務
- ④ 搬送業務
- ⑤ 食器、食缶、調理機器の洗浄・消毒・保管業務
- ⑥ コンテナ等の洗浄、消毒業務
- ⑦ 施設、設備の清掃及び点検保守業務
- ⑧ 使用物品の管理及び簡易的な修理業務（所属長の指示のもと）

※ 献立作成、食材調達、給食費徴収、施設設備の基幹に係る保守などの業務は含みません。

（４）その他業務に係る事項

- ① 施設設備の使用
既存の施設設備を使用することとします。
- ② 調理員の雇用
できる限り、会津坂下町在住の雇用を優先してください。

③ 調理食数

仕様書 P 15 を参考にしてください。調理食数は、転出入による児童生徒の増減、学校の行事などによる欠食により変動があります。提供対象者は、児童生徒及び教職員等、学校等にかかる試食、センター勤務者等となります。

④ 給食実施回数・委託業務日数

資料 A を参考にしてください。受配校によって給食実施日が多少異なります。

- (5) 選 定 方 式 公募型プロポーザル方式
- (6) 発 注 者 会津坂下町
- (7) 契 約 期 間 本契約締結日から令和13年3月31日まで
※契約日から令和8年3月31日までは準備期間とし、委託料の支払は行
わない。
- (8) 契約履行期間及び契約の種類
- ① 契約の履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日
- ② 契 約 の 種 類 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく5年間の長期
継続契約を予定しています。
- (9) 提 案 上 限 額（消費税及び地方消費税は除く）
447,530千円
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、見積提案額の上
限を示すものである。

3. 提案参加資格条件

(1) 資 格 要 件

応募する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とします。

- ① 経営が安定していること。
- ② 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童及び生徒のために安全な学校給食の調理等において業務総括責任者（栄養士等）を配置した上で円滑に実施できる者であること。
- ③ これまでに福島県内において学校給食調理業務の受託実績を3年以上有する者でその受託の実績が良好であること。
- ④ 学校給食法第9条第1項に基づく学校給食衛生管理基準に精通し、かつ学校給食に関する安全衛生管理について十分な能力を有しており、これまで安全衛生管理上、重大な事故を起こしていないこと。

また、衛生教育、安全教育、調理技術について調理業務従事者に対する研修体制が確保されているとともに、調理業務従事者の健康管理が十分行われていること。

- ⑤ 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している者であること。
- ⑥ 福島県内に本社又は支店、営業所等の管理拠点を有し、管理責任者が会津坂下町立学校給食センターに来訪できる人的・動的体制があり、十分なサポート体制が取れる者であること。

(2) 参 加 制 限

次に掲げる事業者は、応募に参加することができません。

- ① 地法自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本町における一般競争入札の参加資格を制限されている者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てが行われた者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りではない。
- ③ 本町又は他の地方自治体若しくは国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者。
- ④ 国税及び地方税を滞納している者。

- ⑤ 過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止の処分を受けた者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- ⑥ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して2年を経過していない者。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者。

（3）応募資格の基準日

応募資格の基準日は、提案参加申込書の提出日とします。ただし、その後において備えるべき資格要件を欠く事態が生じた場合は失格とします。

4. 応募手続き

公募型プロポーザル（企画提案）方式により、応募のあった事業者の中から受託予定者（優先交渉権者）を選考します。

（1）委託事業者の公募及び選定スケジュール

1 公告日	令和7年12月 1日（月）
2 給食センター見学希望届提出期限	令和7年12月 8日（月） 午後5時まで
3 給食センター見学日	令和7年12月12日（金）
4 質問書提出期限	令和7年12月17日（水） 午後5時まで
5 質問書回答	令和7年12月22日（月） 町HPにて回答
6 参加申込書提出期限	令和7年12月26日（金） 午後5時まで
7 参加資格結果通知	令和8年 1月 5日（月） 各社宛 FAX で通知
8 企画提案書受付期限	令和8年 1月13日（火） 午後5時まで
9 プレゼンテーション審査	令和8年 1月19日（月）
10 審査結果通知	令和8年 1月20日（火） 当該各社宛に通知
11 契約の締結	令和8年 1月下旬 予定

5. 公 告

（1）公 告 日 令和7年12月1日（月）

（2）公 告 書 類

ア 会津坂下町立学校給食センター調理・搬送業務委託に係るプロポーザル実施要領

イ 会津坂下町立学校給食センター調理・搬送業務委託に係る仕様書

ウ 資料AからE

エ 様式（第1号から第13-2号）

6. 会津坂下町立学校給食センターの見学

会津坂下町立学校給食センターの見学を希望する者は、「会津坂下町立学校給食センター見学希望届（様式第1号）」を提出すること。

① 提出期限 令和7年12月8日（月）午後5時必着

- ② 提出方法 電子メール又はFAXでの提出とする。
- ③ 提出先 17. に記載の担当者宛てとする。
- ④ 見学日 令和7年12月12日（金）午後3時30分
- ⑤ 注意事項 会津坂下町立学校給食センターの見学に係る注意事項は次のとおりとする。
 - ア 参加人数は、1事業者につき2名までとする。
 - イ 参加希望者は、見学当日に名刺等身分が証明できるもの及び直近に検査した検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 写し可）を持参すること。
 - ウ 見学の際の白衣等については、各自持参すること。

7. 質疑等

本プロポーザルの内容について不明な点がある場合は、「会津坂下町立学校給食センター調理・搬送業務委託プロポーザル質問書（様式第2号）」を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年12月17日（水）午後5時必着
- (2) 提出方法 電子メール又はFAXで提出すること。
- (3) 提出先 17. に記載の担当者宛てとする。
- (4) 回答予定日 令和7年12月22日（月）
- (5) 回答方法 会津坂下町ホームページに記載する。
質問の内容は、実施要領、各様式の記載方法、手続等、当事業の申請に必要と判断されるものに限りします。

8. 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和7年12月26日（金）午後5時必着
- (2) 提出先宛名 会津坂下町長宛とする。
- (3) 提出先 17. に記載の担当者宛てとする。
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。ただし郵送の場合には提出期限までの必着とする。
- (5) 提出書類
 - ア 「会津坂下町立学校給食センター調理・搬送業務委託プロポーザル参加申込書（兼誓約書）（様式第3号）」なお、事業者は、本プロポーザル参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
 - イ 欠格事項確認書（様式第4号）
 - ウ 学校給食調理業務に係る実績表（様式第5号）※契約書の写しを添付すること。
 - エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに関する書類
 - オ 直近3か年の貸借対照表及び損益計算書
 - カ 国税及び地方税の納税証明書（税に未納がないことを証明する書類）
 - キ 代行保証体制等を証明する書類
 - ク 生産物賠償責任保険に加入していることを証明する書類
 - ケ 県内に拠点を持していることを証明する書類（登記簿謄本等）
拠点を有していないときは、令和8年3月までに拠点を開設する旨の確約書（様式は任意とする）
- (6) 提出部数 正本1部、副本10部

9. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年1月13日(火)午後5時必着
- (2) 企画書宛名 会津坂下町長宛とする。
- (3) 提出先 17.に記載の担当者宛てとする。
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。ただし郵送の場合には提出期限までの必着とする。
- (5) 提出書類
 - ア 事業者概要書(様式第6号)
 - イ 学校給食への基本的な考え方に関する提案書(様式第7号)
 - ウ 安全・衛生管理と健康管理体制に関する提案書(様式第8号)
 - エ 食物アレルギー対応に関する提案書(様式第9号)
 - オ 緊急時における対応に関する提案書(様式第10号)
 - カ 調理従事者の配置に関する提案書(様式第11号)
 - キ 調理従事者の教育及び本契約までの研修計画に関する提案書(様式第12号)
 - ク 見積書(様式第13-1号)
 - ケ 見積内訳書(様式第13-2号)
- (6) 提出部数 企画提案書一式 正本1部、副本10部
提案書の規格は、A4判・縦型・横書き・左綴じで作成し、複数ページにわたるものはページ番号を付してください。各様式のほか添付書類を含め、A4判フラットファルに綴じ、表紙・背表紙に事業者名を表記してください。
提案書に関連する資料、パンフレット等がある場合は、適宜に添付すること。
- (7) 提案書に関する留意事項
 - ア 提案書は、提案様式に準拠した書類で提出して下さい。
 - イ 提出期限が過ぎた場合は、辞退したものとみなします。
 - ウ 事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属しますが、採用案の使用権は、会津坂下町に帰属します。
 - エ 提出された書類は、その理由のいかんに関らず返却はしません。
ただし、本町が必要とする場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容の聞き取りを行ったりすることがあります。
- (8) その他
提案書提出に当たって必要な事項が生じた場合は、提出された事業者に改めて通知します。

10. 書類審査及びプレゼンテーション審査

- (1) 審査方法
本プロポーザル審査は、二段階審査方式で行ないます。
第一次審査は、提出された応募書類等の書類審査により優秀な3者程度の第一次審査通過者を選定します。第二次審査は、第一次審査通過者から選考委員会がプレゼンテーション及びヒアリングの審査により、優秀者及び次点者を各1者選定します。
審査は応募書類の受付順で、各事業者の審査時間はプレゼンテーション(20分)、ヒアリング(10分)で30分程度とします。
- (2) プレゼンテーション審査
 - ア 日 時 令和8年1月19日(月) ※時間等は別途通知する。

- イ 会 場 会津坂下町役場 3階 大会議室
 ウ 出 席 者 4名以内とする。
 エ そ の 他 参加者が1者であっても、プレゼンテーションは実施する。

1 1. 契約候補者の選定

- (1) 審査基準は、「会津坂下町立学校給食センター調理・搬送業務委託提案審査会審査基準」のとおりとし、配点は審査事項ごとに得点を配分するものとする。
 (2) 契約候補者の選定は、プロポーザル選考委員会が行い、企画提案書及びプレゼンテーションでの提案内容を総合的に評価する。
 (3) 契約候補者が辞退したとき、又は参加資格要件を欠くと判断されたときは、次点者を契約候補者として選定する。

1 2. 選定結果

事業者のプレゼンテーションにおける審査結果と提案価格を参考に優先交渉権者を決定し、結果を通知します。また、結果に対する異議は認めない。

1 3. 委託金額

- (1) 随意契約の交渉
 本町は、優先交渉権者と委託金額の確認及び交渉を行います。優先交渉権者と委託金額の合意に至らない場合は、次点交渉権者と交渉を行います。合意に達した事業者から正式に見積書を徴して委託金額を決定し、契約を締結します。
 (2) 委託料の支払い
 委託料の支払いは月単位とします。当月分の業務完了後に請求書を受領し、その日から起算し14日以内に支払います。

1 4. 委託条件

- (1) 遵守法令等
 ○ 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他の関連法規等。
 ○ 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他の関連要綱等。
 (2) 責任分担

種 類	内 容	責任者	
		町	事業者
業務の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	事業者の業務放棄、破綻		○
不可抗力による中止等	災害などによる業務中止	○	
運営費の変動	業務増加以外の要因による運営費用の増大		○
税率等の変更	消費税率等が変更された場合	○	

第三者賠償	第三者に損害を与えた場合		○
調理事故・異物混入	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
施設設備の補修	事業者の責めに帰すべき事由による場合及び簡易な補修等		○
	上記以外	○	
業務の実施水準	仕様書で定める水準に不適合である場合		○

(3) 業務実施

業務委託契約を締結した事業者が業務の継続が困難になった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに本町に報告するものとします。その場合の措置は、次のとおりとします。

○ 事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、本町は事業者へ期限を付して修復策の実施を求め、事業者が修復できなかったときには、本町は契約の解除及びこれより生じた損害賠償を求めます。

○ 本町の債務不履行の場合

本町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になったときは、事業者は契約を解除することができます。事業者が契約を解除した場合には、本町に対しこれにより生じた損害賠償を求めることができます。

○ 不可抗力等による場合

不可抗力その他本町又は事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、本町と事業者は業務継続の可否について協議し、継続が困難と判断される場合には本町は契約を解除できるものとします。

15. 調理業務の委託

最優秀者に選定された者に、本業務を委託する予定です。

ただし、最優秀者が上記3. 提案参加資格条件を満たさないことになった場合には、次点者との契約交渉を行なうこととします。

16. その他

- (1) 企画提案書等の作成及びプレゼンテーション実施のために要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に虚偽の事項を記載した場合には、提案を無効とする。
- (3) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することが出来るものとし、返却しない。
- (4) 企画提案書について、提出後の追加、修正、差し換え等は一切認めない。
- (5) 提出書類は、会津坂下町情報公開条例（平成11年6月30日条例第17号）に基づき開示等をする場合がある。

17. 提出書類等の提出先及び本件についての問い合わせ

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

担 当 部 署 (〒969-6507) 会津坂下町大字大上字柳ノ下甲 3 1 2 番地
会津坂下町教育委員会 教育課 会津坂下町立学校給食センター

電 話 番 号 0 2 4 2 - 8 3 - 3 6 2 0
ファックス番号 0 2 4 2 - 8 3 - 3 6 7 0
Eメールアドレス k-center@town.aizubange.fukushima.jp
ホームページアドレス http://www.town.aizubange.fukushima.jp

学校給食フローチャート

